

# 住宅宿泊事業（民泊）の届け出について

住宅宿泊事業法が、平成30年6月15日に施行されました。

事前に届け出ることにより、年間180日を越えない範囲であれば、旅館業法の許可を受けずに一般の住宅を利用し、宿泊料を受けて人を宿泊させることができます。

※ 関係機関リンク集（以下の青い文字をクリックするとそれぞれのHPを見ることができます。）

[「住宅宿泊事業（民泊）について」（宮城県食と暮らしの安全推進課）](#)

[「民泊における消防法令上の取扱い等に関するリーフレット」（総務省消防庁）](#)

[住宅宿泊事業法関係法令・ガイドライン等（観光庁ホームページ）](#)

[民泊制度ポータルサイト（観光庁）](#)

なお、民泊の届出には、消防署が交付する「**消防法令適合通知書**」の添付が必要です。

消防法令適合通知書の交付には、交付申請書に關係図面を添付して、**消防署員による立入検査を受ける**必要がありますので、日程に余裕を持って申請してください。

また、条件によっては、**消防用設備等の設置が必要**となる場合がありますので、消防法令適合通知書の交付とあわせて、最寄りの消防署・分署・出張所にお問い合わせください。

石巻地区管内消防署一覧

名称	所在地	電話番号
石巻消防署	石巻市大橋一丁目1番地1	0225-95-7112
石巻消防署南分署	石巻市双葉町6番27号	0225-22-2282
石巻消防署西分署	石巻市向陽町五丁目12番1号	0225-95-4789
石巻消防署河南出張所	石巻市前谷地字黒沢前5番地1	0225-72-3192
石巻東消防署	石巻市さくら町一丁目7番地	0225-24-0601
河北消防署	石巻市成田字小塚裏畑17番地1	0225-62-3119
河北消防署雄勝出張所 ※	石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地40	0225-57-2479
河北消防署桃生出張所	石巻市桃生町城内字嶺前10番地	0225-76-2356
河北消防署北上出張所	石巻市北上町橋浦字行人前177-2(仮)	0225-67-2042
東松島消防署	東松島市矢本字上河戸245番地	0225-82-2147
東松島消防署鳴瀬出張所	東松島市野蒜ヶ丘三丁目28番地4	0225-88-2119
女川消防署	女川町女川浜字大原376(仮)	0225-54-2119
女川消防署牡鹿出張所	石巻市鮎川浜清崎山6番地2	0225-45-3174

※河北消防署雄勝出張所は、平成31年4月1日より女川消防署管轄から河北消防署管轄に変更となります。

## 【事前相談や届出をされる場合のお願い】

立入検査などにより、担当者が不在になる場合があるため、事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

また、事前相談に当たっては、可能な限り、建物の図面のほか、構造、延べ面積、最大客室数等が分かる資料をご用意ください。